

会 議 録

1 会議名

令和元年度 第13回頸城区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 諮問事項（公開）

○大池いこいの森ビジターセンターの廃止について

○日本自然学習実践センターの廃止について

(2) その他（公開）

3 開催日時

令和2年2月7日（金）午後6時30分から午後7時15分まで

4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井部辰男（会長）、関川正平（副会長）、石野敏、上村闈一、笠原昇治、佐藤学、佐野喜治、西巻肇、芳賀芳明、橋本博太、望月博、山本誠信（委員16人中12人出席）
- ・ 農村振興課：桐木課長、廣田副課長
- ・ 農林水産整備課：佐藤課長、尾地係長
- ・ 事務局：頸城区総合事務所橋立所長、田村次長、小山市民・生活福祉グループ長、総務・地域振興グループ武内班長、太田班長、田中主査、古川主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【田村次長】

- ・ 会議の開催を宣言

【井部会長】

- ・挨拶

【田村次長】

- ・滝本委員、船木委員、山本光夫委員、横山委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：望月委員、山本誠信委員に依頼

【井部会長】

2月4日開催第12回頸城区地域協議会において継続協議となった2件の諮問事項について再度協議する。

諮問事項「大池いこいの森ビジターセンターの廃止について」に入る。

【桐木課長】

先日の地域協議会において、大池いこいの森ビジターセンターの廃止の諮問理由に関する委員からの質問に対し、十分な回答ができず改めて説明に伺った。諮問理由の「公費投入額が多額」の書き出しについて、多くの質問や意見が出されたのでこの点について説明させていただく。

参考資料1、1-2について説明

ビジターセンターの管理運営業務に経費や施設の維持修繕費に毎年700万円以上の公費を投入している状態を見た場合、過大な財政負担が伴っていると判断し、大池いこいの森ビジターセンターを公の施設としての用途から廃止するとしたものである。

そして、もう一つ多かった質問「ビジターセンターに対しどのような取組を行ってきたのか」について、公費投入額を縮減するために、冬期間の大池の魅力は理解しながらも、利用者数の少ない冬期間を休館することにより、人件費や水道光熱費の支出を抑えたほか、指定管理者と協議する中でビジターセンターの運営に際し、水道光熱費や消耗品等の縮減に努めていただいている。

一方、利用者の増加につながる取組としては、実践センターやビジターセンターを利活用する市委託事業の自然・環境体験学習等の定例会や指定管理者の独自事業により、環境学習を行う新たな学校などを取り込み、施設利用者数の増加に努めてきた。残念ながら、それらの取組をもってしても参考資料のように、施設利用者数は減少となっている。

「公の施設としての用途から廃止する」というのは、条例を廃止し、行政財産から普通財産にすることであり、これまであった条例の設置目的に縛られない利用が可能になる。まさに頸城区地域協議会から地域を元気にするための事業として、「ビジターセンターの観光施設としての利用促進」のご提案につながっていくものと期待している。市といたしましても、当地域協議会から提案いただいた「ビジターセンターの観光施設としての利用促進」に向けて、支援・応援体制を整えてまいりたい。

今回の諮問は、単なる施設の廃止ではないことを、何卒ご理解いただきたい。

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【石野委員】

今ほど桐木課長から後段のほうで説明があったように、大池・小池を元気にする会があって、地域協議会委員の皆さんもご存知の通りである。第1回を4月20日に全体会を開いて、1月16日に第6回の全体会、その間にも分科会形式でメンバーが集まって打ち合わせをしてきたが、その中で一番懸案になってなかなか着地できなかったのが今、議論しているビジターセンターである。

最終的に元気にする会の中では、ビジターセンターをその会でどう判断するのはとてもできないということで、年前に頸城区観光協会に委ねた。その結論が観光協会で議論していただいて、結果として観光協会が受け皿になって、現状としては施設を利用して頸城区の観光を更に盛り上げていこうと、そのように元気の出る会で決めさせてもらった。最終的にもう少し肉付けしてから、元気事業の方も一旦閉じようというところまで来ている。桐木課長のほうからも観光協会が受け皿になってくれたということと、今後大いにそのことに対して市のほうもバックアップするという力強い話もいただいたので、私は元気事業の事務局長を預かってその会を進めてきた関係で、わかっている中身を皆さんにも紹介して理解を求めたい。

【井部会長】

課長のほうで何かコメントはあるか。

【桐木課長】

施設の廃止の理由など、皆様の質問に答えることができなかったことから、同じ議題で再度協議いただくことを改めて申し訳ないと思っている。

また石野委員の言われた通り、市の応援体制は徐々に固まりつつあり、関係部署等

連携を取りながらまた、観光協会の皆様と手を携えて今後の頸城区の大池・小池の観光の目的を達するために応援体制を今、組んでいるところである。

市の支援内容については、3月定例会前で細かいことは言えないが、皆さんから提案があった計画に対して、決して皆さんの経営や取組を圧迫することがないように頑張りたいと思うので、今回の諮問の趣旨は単なる廃止ではなく、これからの皆様の取組に支援する、そういう意味で条例を廃止させていただきたい。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【望月委員】

石野委員からそこまで言っていたので、2月4日の続きの話からすると全部終わったと考えていたが、12月に観光協会で理事会を開いてそこまでは頑張ってみようということになっている。観光協会の理事長は、議長でやりにくいと思うがその経緯と今どの辺までいっているのかということの説明をいただければ、多少なりとも不安が払拭されると思う。くびき振興会としても全面的に応援するという事で理解をしているのでよろしくお願ひしたい。

【井部会長】

元気の出る事業は、この地域協議会が自主的審議を進めて、絞り込んできた大池・小池を元気にするという事業の取組の一環である。その中で地元の受け皿として、元気の出る会が設置されて、会として地元の事務局的扱いに観光協会を指名され、観光協会の中では12月26日に理事会を招集してこれを受けるかどうかについて審議をしてきた。大変、厳しい意見が相次いだ、今の置かれているような状況の中では観光協会が受けていかざるを得ないだろうということで受けることにし、皆さんに報告してきたところである。

元気の出る事業については、行政と地元の受け皿いわゆる事業主体が一緒になって事業の取り組みを進めていくことになる。予算的な面も含めて、予算は3月議会にこれから提案していくということであり、まだお知らせは無いが、努力していただいていることを承知している。

他に質疑等を求める。

【上村委員】

桐木課長のほうから後段の方で大変意義ある発言をいただいて、まず感謝を申し上

げたいが、あくまでもこれは用途変更だと。公園にあるトイレを廃止するのではないというような理解をした。当初からそういう腹積もりで来ていただければ、やれるじゃないかと直感したところである。

私も大池・小池を元気にする会のメンバーで、いろいろ苦勞をして地域の町内会長を含めて議論してきたところである。あくまでも用途変更だということになれば頸城区の住民の皆さんもただ廃止、その一言でないことを十分理解していただけたらと思う。

この辺で総括をしていただいて、あくまでも用途変更でしかも首長の名前で地域協議会宛てに出されており、首長も今後のことについては考えている。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【関川副会長】

課長の話が前回出ていればそれなりに話が進んだのではないかと思うが、要は前回いただいた諮問理由を引っ込めて書き直すということはまずありえない。これが公的文書として通用するわけで、今お話いただいた背景があるということのを逆に地域協議会として付帯事項というような形で、後々のために残しておく必要があると思うがいかがか。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【西巻委員】

教育の面から一つお願いをしたい。最近、小学校教育も含めて学校教育というのはものすごく変わってきている。プログラミング、英語ということでそういう教育はものすごく進展しているが、一方で人間を取り巻く自然環境に対する教育の時間がずっと減ってきている。

最近はぎすぎすした人間関係や自然環境の破壊とかということで大変騒がれているが、逆にそのような子供たちを育成する道筋を付けるのが地域住民の責務でもあるような気がするので、これからも協力しますということで回答をいただいたが、ハード、ソフト両面でバックアップをお願いできればと考えている。

【桐木課長】

貴重な意見で非常に同感である。学校のカリキュラムが変わってきているというのは事実で、ビジターセンターと日本自然学習実践センターの今後の方向性について、

農林水産整備課が去年の1月8日から17日に小学校7校、中学校1校に説明する中で、きちんと環境学習の大切さを訴えてきた。明治小学校や柿崎小学校の皆さんはビジターセンターや自然学習実践センターを使っている。ここであれば一番いいのかもしれないが、自然学習、環境学習が絶えないようにまた学校教育課、環境保全課等に今日の話をつないでいきたい。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【上村委員】

今、関川副会長の発声された付帯決議の話は、あくまでも諮問第85号と86号を提出されたわけで、ここで用途変更だという話は現在地域協議会だよりを編集しているところなので、そこにしっかりと諮問理由はこうだったけれども、議論の中であくまでも用途変更だということをしっかり書き留めていただきたい。

これ以上議論すると横道にそれるので、採決を取るなり会長の技量で進めていただきたい。

【関川副会長】

背景がよくわからない中での先ほどの発言で、要は頸城区の皆さんに金がかかるからやめたとか、そういうふうに思われたら何のための地域協議会あるいはこの施設なのか疑問を持たれる。何らかの方法で区民の皆さんに理解してもらえるような方法であれば、諮問に対して地域協議会として付帯意見を付けてとは申し上げない。

これは今後の観光協会と市との間で議論されると思うが、そういう情報発信の中から今言ったようなところを汲んでいただければ、何も先ほどの意見にこだわるわけではないのでご理解いただきたい。

【井部会長】

今日、回答があったように設置目的である条例を廃止するというのでよいか。

【桐木課長】

そのとおりである。

【井部会長】

普通財産化すると、その利用については元気の出る事業で提案しているようにいろいろな多目的使用が可能であるということか。

【桐木課長】

間違いなし。

【井部会長】

そういう面で今回の諮問というのは頸城区の地域住民の生活に支障が出るか出ないかということをも市長より意見を求められているということである。

今回提案された諮問第85号「大池いこいの森ビジターセンターの廃止について」、いわゆる設置目的の条例廃止、これについて頸城区の地域住民の生活に支障があるかないかをここで皆さんから判断をいただくということで、前回から今回にかけて多くの皆さんの意見を聞いた。今、上村委員が言われたようにまとめをしていきたい。意見がなければそのようにしたいと思う。

諮問第85号「大池いこいの森ビジターセンターの廃止について」、頸城区の地域住民の生活に支障がないものと認め、答申したいがご異議ないか。

【全委員】

異議なし。

【井部会長】

異議なしである。

諮問第85号「大池いこい森ビジターセンターの廃止について」は諮問どおり頸城区の地域住民の生活に支障のないものと認め答申することとする。

以上で、諮問1を終了。

引き続き、諮問第86号「日本自然学習実践センターの廃止について」に入る。

再度諮問内容について、前回説明ができなかった質問等への回答も含め説明を求める。

【佐藤課長】

頸城区には大池・小池といった頸城区の先人たちが築かれた水辺環境と周辺の里山環境があり、市では、その恵まれた自然環境を活用し環境の保全に関する理解を深めることを目的として、自然学習実践センターを平成14年に整備した。直近5か年の利用状況については、参考資料1、参考資料1-2いずれも内容は一緒である。

施設利用者数の区分のところ、定例会と書いてあるが年間10回ほど実施しており、この人数は平成30年度では340人となっている。26年度以降の定例会の人数すべてには例年開催されている大池まつりでのザリガニ釣りの利用人数も含まれている。参考までにこのザリガニ釣り、大池まつりの利用者を除く定例会の参加者に

については平成26年度では160人、以降118、131、158、150概ね150人前後で推移している。

学校利用は、頸城区の小学校3校の利用は平均すると6割ほどである。28年度の学校利用者が大きく減少しているのは例年利用している附属小学校の利用がなかったことが原因である。

このような利用状況を踏まえながら市では利用者を増加させる方策として、広報上越や市のホームページに定例会の案内を掲載し、イベントの周知に努めるほか施設の一部の管理方法を変更することにより、管理経費の削減にも取り組んできた。しかし利用者の増加には至らず、今年度はこれまで839人の利用となっている。

今後、確実視される主な利用者である児童減少と、そのことに伴う利用者一人当たりの金額がより多額となってくること、今ほど諮問があったビジターセンターとの連携で設置目的が果たされたことを踏まえて、今回日本自然学習実践センターの廃止の方針に至った。

平成30年12月の地域協議会での我々の方針の説明以降、頸城区の町内会長会議の場においても説明をさせていただいたが、廃止後の管理についてどうなるのかと心配の声もいただいている。その点に関しては、周辺に豊かな実りをもたらしてくれる田んぼがあることから、それらに影響が生じないように草刈りを実施していくこととしているのでその点も併せてご理解を賜りたい。

【井部会長】

質疑等を求める。

【望月委員】

これもビジターセンターと切っても切れない施設であるので、観光協会では12月26日に理事会を開いている。この辺も理事長のほうからご説明をいただいて、我々が区民に対して説明責任を果たすということも必要なので、区民が住民の生活に支障がないからいらぬのではなく、区民がそこを盛り立ててもらうために観光協会があえて引き受けるということをもう一度確認をしておかないと、私たちが今度区民に説明する時に整合性がなくなる。

【井部会長】

望月委員が言われたように観光協会も振興会と全く同じで、皆様のご期待に沿うような取り組みをしていきたい。

他に質疑等を求める。

【西巻委員】

今、草刈りをやるということで話があったが、今までもそしてこれからもそうだが観光に利用するという面もあるので、どの程度の草刈りを考えているのか。

それと、最近周辺で獣害が非常に多発している状況なので、できれば今に近いような草刈りの面積でお願いできればと考えているがどうか。

【佐藤課長】

草刈りの範囲については、今年度自然学習実践センターとして管理をしている区域を対象としている。頻度については場所にもよるが年2回程度を予定している。

【西巻委員】

今までは部分的なものも含めて、回数はわからないが今やっておられる頻度からすると、今後の頻度はどういう比率になるのか。

【佐藤課長】

今年度まで自然学習実践センターということでビオトープの環境を維持するために必要に応じて機械で刈る所、手で刈る所、植物を残す所という選択的な除草をされてこられたと思う。私どもも指定管理者のほうに指示をしていた。

今回公の施設として廃止した後は、ビジターセンターと同様普通財産になるとこれまでのビオトープの役割については、一定の区切りを付けたということで整理をしている。面積・範囲については、今年度と同様で草刈りの仕方については貴重な植物を残すということに関しては場所によって、希少種を残す必要があるのであれば、そこは草刈りの範囲から除く場面もあるのかもしれないが、全く同じ形での草刈りということは想定していない。

【西巻委員】

例えば100人かけて今まで整備してきたが、来年度からは100人に対してどれぐらいの比率でみているのかお聞きしたい。

【佐藤課長】

区域について訂正させていただきたい。実践センター全体のうち遊歩道から奥の部分、一部分に関しては草刈りの区域から除くことで考えている。

西巻委員が言われた、現在100人程度かけていたものが何人程度になるかということに関しては、人数での草刈りの頻度のカウントはしていないので、あくまでも草

刈りをする面積に対して年間2回程度という捉え方でご理解いただきたい。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【石野委員】

質問ではなくて雑情報ということでお聞きいただきたいが、その前に先ほどの大池・小池を元気にする会の中で市の方をお願いした駐車場の拡張、20台そこそこだったのを43台の倍入れられるように早速施工をしていただいた。

無料というのも背景にはあるかと思うが、大池・小池の観光は非常にキャンプに適しているとキャンパーは口を揃えておっしゃっている。今の時代いろんな情報は簡単に入るもので、私は地元なので犬の散歩も含めてキャンパーと話をする機会は多分にあるが、ほとんど市内よりも市外あるいは県外の方が多い。寒い時期でさえ、平日であろうが土日であろうがこれだけ寒くてとてもキャンプなんてと思うが、実際趣味にされている方は平気で6棟、7棟のテントが張られている。それだけ非常に県外を含め大池・小池に来られる方々が多くなっているということを経験として持ち帰っていただければと思う。

【井部会長】

今回の諮問についても頸城区の地域住民の生活に支障があるかどうか、市長から意見を求められているものである。

諮問第86号「日本自然学習実践センターの廃止について」頸城区の地域住民の生活に支障がないものと認め、答申したいがご異議ないか。

【全委員】

異議なし。

【井部会長】

諮問第86号については、頸城区の地域住民の生活に支障はないものと認め、答申することとする。

以上をもって諮問2について終了。

【田村次長】

次回の地域協議会の日程は、3月中の開催を考えている。

次期地域協議会委員の改正について、本日告示された。公募期間については、3月9日（月）から22日（日）まで。

【上村委員】

会長と事務局にお願いをしたいが、地域協議会の定例会の資料の事前配布を是非やってほしい。会長・副会長、私たちも平等な権利があるので、私は常に言っているが会長と相談をしながら進めていくのはいいが、資料は事前配布を是非よろしくお願いしたい。

今回の諮問理由もひな形があってこれより仕方ないという話も聞こえてくるが、付帯事項を副会長が付けるぐらいの要望はある。なんらかの形で提案理由説明をする前にきちんと議事録を残すような努力をしてほしいと思う。今日聞いていてやればできる。ああいうものを事前に会長とすり合わせをしながら、継続審議したというのを一人歩きしてほしくないのでは是非お願いしたい。

【井部会長】

要望については、答えるように事務局と相談したい。

【井部会長】

- ・他に質疑等を求めるがなし。
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-530-2311 (内線 212)

E-mail : kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。